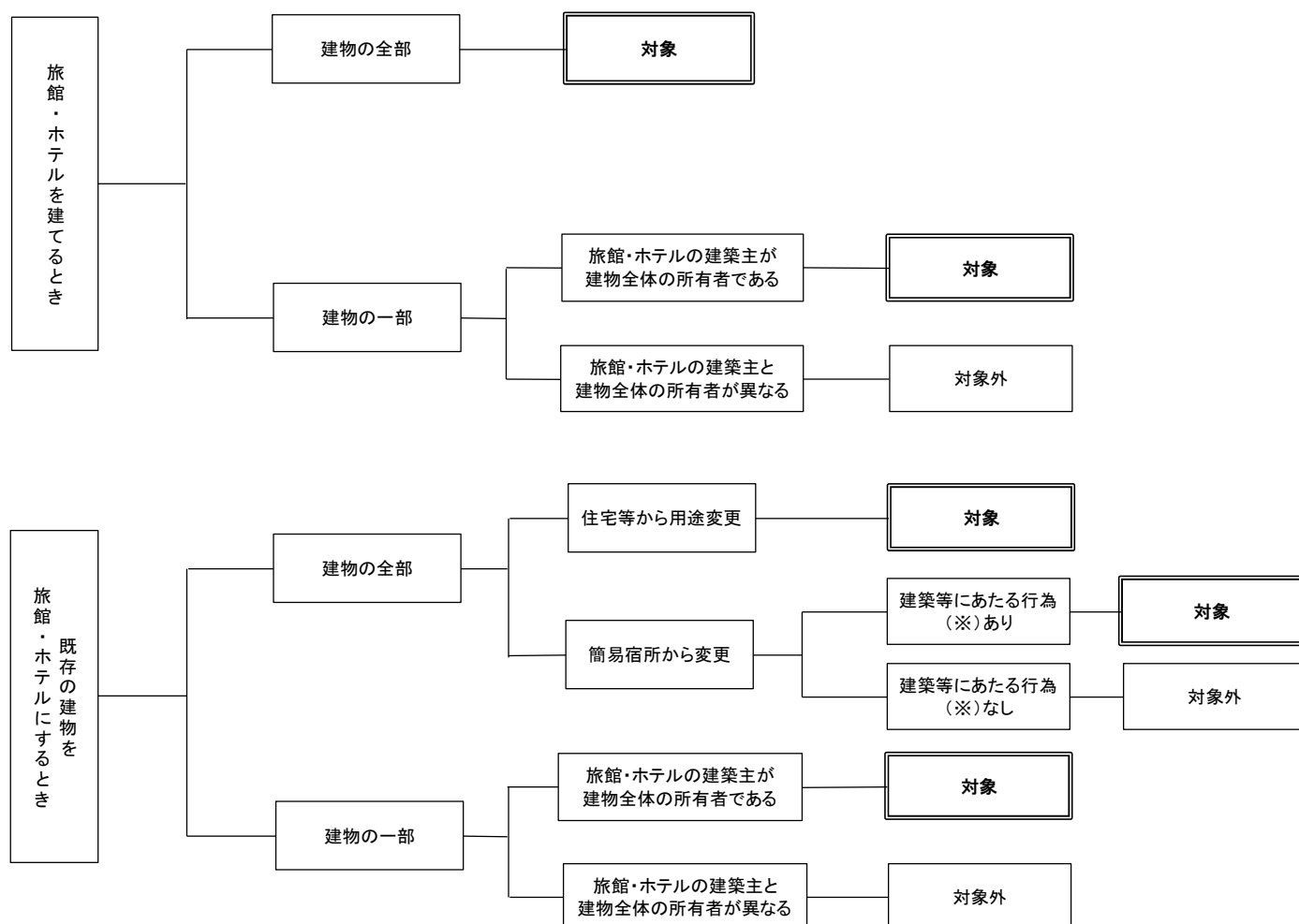


「福岡市旅館等設置規制指導要綱」の対象となるものについて



※ 建築等にあたる行為とは増築・改築・移転・大規模の修繕・大規模の模様替です。

◆本要綱は、原則として「旅館・ホテル営業の用途に供する施設」の「建築、大規模の修繕、大規模の模様替又は建築物の用途の変更」を行う場合を協議の対象とします。

◆「簡易宿所」や、住宅宿泊事業法に基づく「住宅宿泊事業」は対象外です。

◆原則、**建築前**に協議書を提出していただきますが、**着工後**に**計画の変更等**により旅館・ホテル営業を行うこととなった場合も**協議対象**となります。